

指標に関する検討の方向性について(案)

1. 第9回検討会終了後に、新たに調査を実施した指標について

- 今回、ベースラインと目標を設定する必要があるため、検討する。
- 調査方法についても、具体的に記載する。
※なお、第9回検討会時に、具体的に調査方法を記載していなかったものについては、今回の資料に追記した。

【目標の考え方】

全体的に、5年後、10年後と段階的かつ確実に指標の状況の改善を目指すべく目標を設定しては、どうか。

■ パターンA:これまでのデータの推移から目標設定可能な指標

- これまでに既存の調査があり、データの推移から期待される目標を設定してはどうか。
(例)基盤課題A-5:妊娠中の妊婦の喫煙率

■ パターンB:認知の状況を把握する指標

(1)〇〇を知っている親の割合

- ベースラインのデータにもよるが、10年後には、概ね90.0~100%の認知率を目指した目標設定としてはどうか。一定程度の割合で、何らかの行政支援が必要な方がいることを見込んで、95.0%程度の目標設定としてはどうか。(例)重点課題①-3:子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合
- 既にベースラインが90.0%を超える高値の指標については、暫定的に100%を目標として設定してはどうか。(例)重点課題②-5:乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合

(2)〇〇を知っている国民の割合

- 20歳以上の男女を対象とした「母子保健に関する世論調査」をもとに、ベースラインを設定した。高齢者層の認知の状況を勘案し、一定程度の割合で普及啓発が及ばない割合を見込んで、90.0%程度の目標設定としてはどうか。(例)重点課題①-4:発達障害を知っている国民の割合
- 但し、現在の認知状況が低く、利用者が限られる指標については例外とし、現実的な目標設定としてはどうか。(例)基盤課題C-4:マタニティマークを知っている国民の割合

■ パターンC:環境整備の指標

- 「健やか親子21(第2次)」の終了時点である10年後には、100%の体制整備を目指した目標設定としてはどうか。

2. 第9回検討会までに、ベースラインが決定した指標について

新たにベースライン等のデータの更新はしないため、検討しない。

3. 調査が完了していない指標について(重点課題②の指標7、8、10)

- これら3つの指標は、全て雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで、調査実施が平成26年12月予定、公表が平成27年11月頃予定。
- このため、これらの指標の目標設定は中間評価の検討会で行う。
- ベースラインの設定は、平成27年度中に雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室と協議の上、母子保健課が行い、結果を公表する。
※公表の方法は、地方公共団体や健やか親子21推進協議会に対して事務連絡を出すとともに、ホームページに公表する。

＜指標の検討にあたっての整理＞

指標種別	指標番号
<p>I . 指標</p> <p>1. ベースラインや目標設定の検討が必要な指標 (28 指標)</p>	<p>○基盤課題A (9 指標) 3, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16</p> <p>○基盤課題B (2 指標) 10, 11</p> <p>○基盤課題C (7 指標) 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8</p> <p>○重点課題① (4 指標) 2, 3, 4, 5</p> <p>○重点課題② (6 指標) 2, 4, 5, 9, 11, 12 ※7, 8, 10 は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで、調査実施が平成 26 年 11 月予定、公表が平成 27 年秋頃予定。</p>
<p>II . 参考とする指標</p> <p>2. 調査方法の追記をした指標</p>	<p>○基盤課題A : 5, 6, 7 ※1, 2 は、目標設定の考え方を一部修正。</p> <p>○基盤課題C : 3</p> <p>○重点課題① : 1</p>
<p>1. 新たに現状値を把握した指標</p>	<p>○基盤課題A : 参 8, 参 9, 参 10, 参 12 ※参 9 は、ベースライン値の変更。 ※参 10 は、ポリオのデータを追記。</p> <p>○基盤課題B : 参 3, 参 4</p> <p>○基盤課題C : 参 3 ※参 3 は、ベースライン値の変更。</p>
<p>2. 調査方法の追記をした指標</p>	<p>○基盤課題A : 参 7</p> <p>○基盤課題B : 参 1</p> <p>○基盤課題C : 参 4</p> <p>○重点課題② : 参 2 (指標名の微修正)</p>